4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。 ［一～十一　略］ 十二　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～カ　略］ ヨ　暗号資産交換業を行う者 タ　［略］ 5　［略］	4　小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。 ［一～十一　同上］ 十二　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～カ　同上］ ヨ　仮想通貨交換業を行う者 タ　［同上］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。